

愛知県環境影響評価審査会 会議録

1 日時 2024年（令和6年）10月21日（月）午後3時から午後4時15分まで

2 場所 愛知県環境調査センター 1階 第1会議室

3 議事

- ・（仮称）浜松湖西豊橋道路（愛知県区間） 環境影響評価方法書について

4 出席者

（1）委員

中山会長、市野委員、大石委員、塚田委員、橋本委員、渡邊委員

【オンライン出席】

伊藤委員、岡村委員、長田委員、片山委員、神谷委員、北村委員、須山委員、
内藤委員、中野委員、廣岡委員、宮崎委員、横田委員、義家委員

（以上19名）

（2）事務局

環境局：

武田環境局長、平野技監

環境局環境政策部環境活動推進課：

和田課長、鈴木担当課長、国立課長補佐、猿渡主査、渥美主査、加登技師

（以上8名）

（3）都市計画決定権者等

9名

5 傍聴人

なし

6 会議内容

（1）開会

- ・ 会議録の署名について、中山会長が市野委員と中野委員を指名した。

（2）議事

（仮称）浜松湖西豊橋道路（愛知県区間） 環境影響評価方法書について

- ・ （仮称）浜松湖西豊橋道路（愛知県区間） 環境影響評価方法書について、別紙1のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料1及び資料2について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【塚田委員】この方法書には、ほとんど調査手法等が書かれていないため、委員として意見をするのが難しい。動物について、例えば、8-22 ページを見ると、調査地点については、「調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点または経路を設定します」とあるが、具体的にどこの地点で何ヶ所といった内容がないため意見ができない。したがって、次回までには具体的な内容を明らかにしていただきたいと思う。

それから、他の項目についても、調査や予測の手法で記載されている内容は、この事業でなくても書ける内容である。この事業について調査するための方法書になってないということは指摘しておきたいと思う。

また、市民からの意見提出が多くあったが、本日の審査会には傍聴者がいないことに驚いた。事業地である豊橋市から今回の審査会会場が遠いからという理由もあるのではないかと思うので、オンラインで傍聴できるなどの配慮を事務局でも検討いただきたいと思う。

【事務局】本方法書に具体的な調査地点等がないことについて、方法書手続時には、調査地点に対する意見や調査に当たっての注意事項などがあると考えられるので、基本的に調査方法を具体的に書いていただくのが望ましいと思っている。

一方、環境影響評価法上で求められている内容は、方法書の作成段階において、事業計画は全て固まった段階ではないということもあり、調査の具体的な手法は書けなくても、調査項目が示されればよいということとなる。しかしながら、事務局としては、できる限り具体的に示していただくことが環境影響評価のあるべき姿だと思っているため、この点については都市計画決定権者から説明をさせていただく。

【都市計画決定権者】今回、都市計画に定められる事業であることから、都市計画手続と環境影響評価手続を同時に進めている。そのため、方法書に示した1km幅のルート帯は、都市計画手続における「概略の案」という段階に当たり、計画熟度はまだ低いものとなっている。こうしたことから、現段階では、対象道路の道路構造や詳細なルートについては未確定であるため、具体的な調査地点や予測地点を方法書で示すことができない。具体的な調査地点や予測地点については、準備書の段階において示す予定である。

【事務局】事務局の見解としては、方法書の段階で調査手法等を議論し、その上で調査を実施しないと、実際に調査した後になって調査方法そのものについて意見が出る可能性があると考えている。

事務局としては、都市計画決定権者において、調査のやり直しのリスクも踏まえながら手続を進めていると理解している。

【塚田委員】調査をやり直すリスクがあるという事務局の考えには同感である。方法書段階において、調査方法について具体的に何も意見が言えなかった以上、準備書の段階で何か問題が生じたときに、調査方法についても意見を余地は十分にあると思う。実際には、方法書手続終了後から次の段階とな

る現地調査や準備書に入るまでの期間は長くなることが多い。

このため、現地調査が行われる段階で有識者等に意見を求めるなど、この審査会に準じるような仕組みを作っておけば、ある程度リスクが回避できると思う。

【都市計画決定権者】都市計画決定権者として、愛知県都市計画審議会において環境影響評価の専門部会を設置し、必要な分野の有識者を委員として組織している。その専門部会でも審議しながら、方法書を作成しており、準備書についても同様の形で進めていく予定である。

【塚田委員】愛知県都市計画審議会で審議することは理解できたが、本審査会と関係あるような形の仕組みを考えた方が、準備書の段階でやり直しの話は出てこなくなると思う。

【事務局】都市計画決定権者と相談して、次回の部会で改めて見解を示したいと思う。また、傍聴者のオンライン参加について、事務局の方で一度検討させていただきたいと思う。

【片山委員】1点目は、住民の方の意見では、「道路を造って欲しくない」、「環境を保全して欲しい」という意見があるが、住民の方に理解を得るための説明を今後どの程度行うのか。最終的に合意を得てから事業がスタートするのか。

2点目は、嵩上げ式道路の日照障害について、調査や予測を今後どのように行っていくのか教えていただきたい。

【都市計画決定権者】1点目の住民への説明について、環境影響評価の手続においては、次の準備書の段階で住民説明の機会がある。また、並行して進めている都市計画の手続においても、準備書の公表前に住民説明会を予定している。提出された意見に対しては、今後、都市計画決定権者としての見解を示していく予定である。

2点目の日照障害について、高架構造物が設置される場所については、日影図を作成の上、日照時間を予測・評価する予定である。

【片山委員】図面が完成した後に、実際に調査するのか。

【都市計画決定権者】建物や日影の状況を基に横断図等を作成し、図面上において評価を行う。

【片山委員】日照障害の影響を受ける住民の方たちに、データを示しながら何度も話し合いを繰り返し、合意を得ていく形だと理解してよいか。

【都市計画決定権者】準備書に予測・評価結果を示して縦覧や説明会を行う。また、準備書に対する意見書を住民から提出いただき、都市計画決定権者としての見解を示すこととなる。評価した結果、一定の基準をクリアできない場合は、保全措置を用意するといった内容も含めて説明し、理解を得ていきたいと思っている。

【片山委員】住民に対して丁寧な説明をしっかりとっていただきたいと思う。

【大石委員】道路建設反対という住民からの意見に対して、本審査会として何ができるのか。技術的な問題であれば解決策について議論はできると思うが、住民に対して説得することまでは難しいことだと思う。

【事務局】本審査会は、都市計画決定権者が計画している事業について、その事業

実施の是非を判断する場所ではなく、当該事業計画をより環境に配慮した計画にするための審査の場である。したがって、環境保全の見地から、どのような環境保全措置が考えられるかなど、環境に配慮した事業となるよう審議していただければと思う。

【大石委員】その考えであれば、例えば今回の資料ももう少し整理して、技術的な問題で解決できるようなこととそれ以外を振り分けしてもらえるとよい。

【事務局】これから審査会や部会を重ねていくに当たり、審査会における議論の焦点が分かるような資料に工夫していきたいと思う。

【渡邊委員】1点目は自然公園についてである。方法書4-2-109ページに、県立自然公園の範囲が示されており、事業実施区域に一部含まれている。今後、調査等を実施するに当たり、1番のポイントになると思う。特に葦毛湿原に関しては、最近、国の天然記念物に格上げされていることから、慎重に調査を行う必要があると思う。

2点目は景観についてである。この地域の人にとっては新幹線ができたときと同じぐらいの景観の変化が生じてくる状況だと思う。特に、事業実施区域内は東海自然歩道が通っており、葦毛湿原も含めてこの辺を散策する人は年間何万人もいるので景観への配慮を考えていただきたい。例えば、事業実施区域の範囲においてできる限り南側に造るなど、詳細なルートを決める際に丁寧な対応をしていただきたい。

【事務局】重要な湿地や景観について、この方法書の前の段階である配慮書に対する知事意見として、「重要な湿地や景観資源を通過するルート帯となっていることから、環境への影響が懸念されるため、適切な調査、予測及び評価手法を検討すること」と伝えている。今回の方法書でも委員からの意見も含めて環境に配慮した計画となるよう知事意見として求めていくことを考えていきたいと思っている。

【渡邊委員】県民だけでなく、全国的にこの地域の自然を愛する人たちのためにも、適切な配慮をお願いしたい。

【都市計画決定権者】方法書5-4ページの下段に、「今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落や天然記念物、景観の保全上重要な箇所等への影響を回避したルートや構造等を検討します」と記載している。また、「特に弓張山地はトンネル構造で通過するなどして環境への影響について極力回避を図ります。」と記載しており、このような配慮をしながら事業を進めていきたいと考えている。

【橋本委員】道路が県立自然公園を通る場合、自然公園内であっても許可が出る可能性はあるのか。トンネルで通すとしても、湿地であることを考えると水環境への影響にも配慮してほしい。

【事務局】自然公園の許可の基準等については、確認した上で報告をさせていただきたい。ご指摘のとおり、トンネルを掘れば地下水にも影響が出てくる可能性があるため、水環境についても都市計画決定権者に配慮を求めていきたいと思う。

【橋本委員】事業実施区域の西の端である三河港周辺では、過去の他のアセス調査でチュウヒの飛翔が確認されていたと思う。調査の具体的な対象種がまだ分からない段階であり、調査地も決まっていないが、チュウヒが存在していることに留意して調査を実施していただきたい。

【事務局】チュウヒについて、事業実施区域周辺で生息してる可能性があるため、そのことを考慮した調査地点を設定するよう、都市計画決定権者に対し求めていきたいと思う。

【北村委員】私は、浜松市の環境影響評価審査委員会の委員も務めており、本事業で何が問題点になるかということを知りたい。愛知県だけでなく、他の市町村での審議結果や意見をフィードバックするなど、近隣の市町村とも連携しながら進めていただきたいと思う。

【事務局】現在、静岡県の関係地域とも連絡を取り合い、方法書の内容等について相談をしているところである。これからも静岡県側と連絡を密に取って進めていきたいと考えている。

【神谷委員】方法書の 8-17 ページに地下水の水位が項目として挙がっているが、これは葦毛湿原への影響を把握するために選定されたという理解でよいか。

【都市計画決定権者】湿地だけでなく、道路構造が掘割式または地下式になる場所の地下水の水位を把握するためである。

【神谷委員】この地域の地下水の利用状況としては、個人の井戸や工業、水道などが考えられるが、利用状況はあまり多くない地域なのか。

【都市計画決定権者】井戸の上水としての利用は比較的少ない地域である。

【神谷委員】地下水の水位について、地下水の利用者への影響と湿地への影響の両方を意識して調査を検討するとよい。また、特に湿地では土地の改変があると流動場が変わるので、そのことも含めて評価をした方がよいと思う。

地下水の水位の調査を湿地のために行うのか、地下水の利用者に対する影響を把握するために行うのかなど、何を対象として調査を行うのかを明確にした方がよい。また、地下水は深さ方向への考慮が重要であるので、調査対象や流動方向といった点も含めて、しっかり把握された方がよいと思う。

【事務局】地下水の調査対象や流動場などへの考慮について、都市計画決定権者と相談して、次回何か整理したものを示せればと思う。

【中山会長】委員全体に共有していただきたい。

【事務局】承知した。

- ・（仮称）浜松湖西豊橋道路（愛知県区間） 環境影響評価方法書について、浜松湖西豊橋道路部会（別紙 2）を設置し、その審議が付託された。

（3）閉会

6 環活第 3 9 6 号
令和 6 年 1 0 月 2 1 日

愛知県環境影響評価審査会
会長 中山 恵子 様

愛知県知事 大 村 秀 章

(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (愛知県区間) 環境影響評価方法書について
(諮問)

このことについて、愛知県環境影響評価条例 (平成 10 年愛知県条例第 47 号) 第 33 条において準用する同条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電 話 052-954-6211 (ダイヤル)

愛知県環境影響評価審査会 浜松湖西豊橋道路部会構成員

委員名	所属等
おかむら きよし 岡村 聖	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
おの はるか 小野 悠	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授
きたむら わたる 北村 亘	東京都市大学環境学部准教授
さの やすゆき 佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
すやま ちか 須山 知香	岐阜大学教育学部准教授
つかだ もりお 塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科教授
ないとう ひさお 内藤 久雄	金城学院大学生活環境学部教授
なかの まさき 中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
ひろおか かやこ 廣岡 佳弥子	岐阜大学環境社会共生体研究センター准教授

(敬称略、五十音順)